

令和8年6月1日

長久手市子育て支援センター 自然災害等発生時における休館基準

- (1) 長久手市に暴風警報・暴風雪警報、大雨危険警報、暴風特別警報・暴風雪特別警報及び大雨特別警報が発令された場合

警報、危険警報及び特別警報発令時および解除時の対応	
暴風警報・暴風雪警報、大雨危険警報、暴風特別警報・暴風雪特別警報及び大雨特別警報が午前6時現在発令されている場合	警報が解除されるまで休館。但し、正午までに解除された場合、警報解除2時間後に開館する。
正午までに解除されない場合	休館。
開館中に発令された場合	速やかに帰宅するよう要請する。

- ※ 時間経過とともに安全確保が難しくなると予想される場合は、暴風警報・暴風雪警報、大雨危険警報、暴風特別警報・暴風雪特別警報及び大雨特別警報の発令を待たず休館とする。
- ※ 暴風警報・暴風雪警報、大雨危険警報、暴風特別警報・暴風雪特別警報及び大雨特別警報については、「長久手市」に発令された場合とする。
- ※ 来館者の安全確保のため、上記対応に限らない場合もある。

- (2) 地震

震度5弱以上の地震が発生した場合	地震発生当日は休館。
震度5弱以上の地震が開館中に発生した場合	休館とする。 来館者の安全を確認後、速やかに帰宅するよう要請する。

- (3) 南海トラフ地震

南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	休館の場合は、災害対策本部の判断による。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	休館の場合は、災害対策本部の判断による。

- (4) その他

火災、災害、事故等により生命・身体に危険があると認められる場合は休館する。